一般社団法人 オープン＆ビッグデータ活用・地方創生推進機構

自治体分科会の設置について

資料1-4

２

1. 自治体分科会の設置について
* データガバナンス委員会（以下「委員会」という。）は、一般社団法人 オープン＆ビッグデータ活用・地方創生推進機構（以下「VLED」という。）委員会規則第６条に基づき、自治体分科会を設置する。
* 自治体分科会はVLEDの自治体会員で構成し、基本的にメーリングリストで開催する。
* 自治体分科会では以下の事項について意見収集及び議論を行い、データガバナンス委員会に意見を提出する。
1. データガバナンス委員会の検討事項に対する自治体の意見
2. オープンデータ全般に関する自治体の意見
3. その他、自治体分科会で提案された議題
4. 自治体分科会メーリングリスト参加者について
* 自治体分科会のメーリングリストに参加する者は以下のとおりとする。
	+ - 1. 自治体会員
			2. 社員（参加希望社員）
			3. 主査、副主査、委員（参加希望者）
			4. 事務局
			5. その他、データガバナンス委員会主査が承認した者

以上